

○国土交通省告示第二百六十九号

特定都市河川浸水被害対策法（平成十五年六月十一日法律第七十七号）第三条第一項及び第三項の規定により、別表のとおり特定都市河川を指定し、併せて次のとおり特定都市河川流域を指定する。で、同条第十項並びに特定都市河川浸水被害対策法施行規則（平成十六年五月十四日国土交通省令第六十四号）第一条第一項及び第二項の規定に基づき、公示する。

令和六年三月二十九日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

名称 中川・綾瀬川特定都市河川流域

区域 茨城県猿島郡五霞町並びに埼玉県さいたま市、熊谷市、川口市、行田市、加須市、春日部市、羽生市、鴻巣市、上尾市、草加市、越谷市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、北足立郡伊奈町、南埼玉郡宮代町、北葛飾郡杉戸町、松伏町並びに東京都足立区、葛飾区、江戸川区のうち、次の図面の赤色枠で囲まれた部分の区域

（図面省略）

その関係図面は、関東地方整備局及び江戸川河川事務所に備え置いて縦覧に供する。

別表 中川・綾瀬川等特定都市河川

名称	区間	
	上流端	下流端
毛長川	右岸 埼玉県川口市大字安行慈林字法印前五番の四地先 左岸 埼玉県川口市大字安行慈林字法印前三三番地先	綾瀬川への合流点
五霞落川	右岸 茨城県猿島郡五霞町大字山王字田向一五七八番の二地先 左岸 茨城県猿島郡五霞町大字山王字田向一六二五番の四地先	中川への合流点
権現堂川	利根川からの分派点	中川への合流点
新川	旧江戸川からの分派点	中川への合流点
綾瀬川	右岸 埼玉県桶川市大字小針領家字堤内一三一一番の一地先 左岸 埼玉県桶川市大字小針領家字堤内一四五七番の三地先	中川への合流点
中川	右岸 埼玉県羽生市大字上羽生字向谷四一二番地先 左岸 埼玉県羽生市東七丁目三七〇一番の二地先	

堀 川	新 中 川	深 作 川	古 綾 瀬 川	伝 右 川	原 市 沼 川	辰 井 川
綾瀬川からの分派点	中川からの分派点	右岸 埼玉県さいたま市見沼区春野二丁目二八一四番の二地先 左岸 埼玉県さいたま市見沼区春野三丁目二五九〇番の一七地先	右岸 埼玉県草加市八幡町字笹塚一〇六三番の五地先 左岸 埼玉県越谷市南町三丁目一三番の三地先	右岸 埼玉県さいたま市緑区東大門三丁目一〇一番地先 左岸 埼玉県川口市東川口五丁目三二番の七地先	右岸 埼玉県上尾市大字平塚字下三〇一番の四地先 左岸 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室字道下五三六番の二地先	右岸 埼玉県川口市大字東本郷字宮脇九三五番の二地先 左岸 埼玉県川口市大字東本郷字宮脇九三五番の四地先
中川への合流点	旧江戸川への合流点	綾瀬川への合流点	綾瀬川への合流点	綾瀬川への合流点	綾瀬川への合流点	毛長川への合流点

忍 川	赤 堀 川	野 通 川	星 川	元 荒 川	第 二 大 場 川	大 場 川
右岸 埼玉県熊谷市平戸字八町二二三二番の二地先 左岸 埼玉県熊谷市銀座四丁目二二三五番の六地先	右岸 埼玉県北本市朝日一丁目二五四番地先 左岸 埼玉県鴻巣市常光字高野一六二五番の一地先	右岸 埼玉県行田市大字小針字埜通四四九番の一地先 左岸 埼玉県行田市大字小針字星川五一番地先	右岸 埼玉県熊谷市上之字築場九九九番の八地先 左岸 埼玉県熊谷市上之字清水尻一〇六四番の一地先	右岸 埼玉県熊谷市久下字熊久二〇八四番の二地先 左岸 埼玉県熊谷市佐谷田字八町三九五一番の一地先	右岸 埼玉県吉川市美南三丁目一五番の五地先 左岸 埼玉県吉川市美南三丁目一七番地先	右岸 埼玉県吉川市大字川野字前新田七一一番地先 左岸 埼玉県吉川市大字川野字上通一二七番地先
元荒川への合流点	元荒川への合流点	元荒川への合流点	元荒川への合流点	中川への合流点	大場川への合流点	中川への合流点

姫 宮 落 川	庄 兵 衛 堀 川	隼 人 堀 川	古 隅 田 川	大 落 古 利 根 川	会 之 堀 川	新 方 川
左岸 埼玉県久喜市下早見字内谷一八六九番の二地先 右岸 埼玉県久喜市原字大谷七四五番の四地先	左岸 埼玉県久喜市菖蒲町三箇字沼新田二八三三番の一地先 右岸 埼玉県久喜市菖蒲町三箇字早川二七八三番地先	左岸 埼玉県白岡市柴山字荒田一三四〇番の一地先 右岸 埼玉県白岡市柴山字荒田一三三八番の一地先	左岸 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻六丁目二二番の二地先 右岸 埼玉県さいたま市岩槻区東岩槻六丁目六番地先	左岸 埼玉県北葛飾郡杉戸町大字下野字川原九九三番の一地先 右岸 埼玉県久喜市吉羽字下川原一一七七番の九地先	左岸 埼玉県春日部市南五丁目三七六五番の二地先 右岸 埼玉県春日部市大沼四丁目一三五番地先	左岸 埼玉県春日部市増田新田字南三一三番の一地先 右岸 埼玉県さいたま市岩槻区大字大戸字沼端五〇六番地先
大落古利根川への合流点	隼人堀川への合流点	大落古利根川への合流点	大落古利根川への合流点	中川への合流点	新方川への合流点	中川への合流点

手 子 堀 川	午 の 堀 川	大 島 新 田 川	倉 松 川	青 毛 堀 川	備 前 前 堀 川	備 前 堀 川
右岸 埼玉県羽生市大字下手子林字下新井三四三番地先 左岸 埼玉県羽生市大字下手子林字下新井三四四一番地先	右岸 埼玉県羽生市大字町屋字本村三三四番の一地先 左岸 埼玉県羽生市大字町屋字八幡四二九番地先	倉松川からの分派点	右岸 埼玉県幸手市中五丁目四五二六番の六地先 左岸 埼玉県幸手市中五丁目四三一三番の二地先	右岸 埼玉県加須市下高柳字上小宮一六二七番の一地先 左岸 埼玉県加須市下高柳字地原一八五六番の一地先	右岸 埼玉県久喜市所久喜字小ヶ原井八〇九番の三地先 左岸 埼玉県久喜市所久喜字小ヶ原井八〇九番の四地先	右岸 埼玉県加須市芋荃字北谷二二〇四番の一地先 左岸 埼玉県加須市鴻荃字三ツ俣二八一一番の一地先
中川への合流点	中川への合流点	倉松川への合流点	中川への合流点	大落古利根川への合流点	大落古利根川への合流点	大落古利根川への合流点

三郷放水路	大場川放水路	一の橋放水路	綾瀬川放水路	毛長川放水路	首都圏外郭放水路	新 槐 堀 川
中川からの分派点	大場川からの分派点	伝右川からの分派点	綾瀬川からの分派点	毛長川からの分派点	大落古利根川からの分派点	左岸 埼玉県羽生市大字喜右衛門新田字宮前一七八一番地先 右岸 埼玉県羽生市大字喜右衛門新田字北町一八七三番地先
江戸川への合流点	三郷放水路への合流点	綾瀬川への合流点	中川への合流点	新芝川の合流点	江戸川への合流点	中川への合流点

幸手放水水路	中川からの分派点	江戸川への合流点
武蔵水路	星川からの分派点	荒川への合流点

備考

別表中下流端の欄に記載のない河川の区間は、当該河川の上流端に記載されている場所から海に至るものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、この告示に係る特定都市河川流域については、令和七年六月三十日までの間は、特定都市河川浸水被害法（平成十五年法律第七十七号）第三十条から第四十三条までの規定は、適用しない。